

い、いだ法人

(題字 大田中峰雄会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会



新しい年に向けて
新会員を募集しています。

南信州獅子舞フェスティバル（飯田市丘の上）

躍動する、上茶屋獅子舞様を撮影しました

撮影：今牧 正則氏

主要内容

- | | | | |
|--------------------------------|-----|---------------------------|-------|
| ・税務署だより | 2～5 | ・第26回ゴルフコンペ/ 会員増強運動実施中 | 10 |
| ・社労士コラム | 6～7 | ・支部だより/ お知らせ掲示板 | 11 |
| 「パート収入、いくらまでなら稼いでイイの？」 | | ・絵はがき選定会開催/ 研修動画 視聴のお願い | 12 |
| 「税法上の扶養」と「社会保険の扶養」の違いを、解説致します。 | | ・第18回会員アンケート 結果 | 13～15 |
| ・税理士会だより | 8 | ・令和6年度 税に関する絵はがきコンクール応募作品 | 16 |
| ・部会だより / 女性部・青年部 | 9 | 編集後記 | |

セミナー・オンデマンド(SOD)無料!
(見たい時にいつでも見られます)

法人会会員なのに使わなきゃ損です！
お仕事で忙しく研修会に参加出来ない方、
社内研修にも是非ご活用ください。パソ
コンまたはスマートフォンで飯田法人会
のホームページからどうぞ！

【内容も各種】

一般経営、研修・人材育成、ライフスタイル・健康、法律、労務、税務・財務・経理等

〔今月の特集〕

今こそ知りたい地政学～世界の未来が見えてくる～

地政学者・戦略学者 奥山 真司(まさし)

ウクライナ戦争、台湾有事、米中対立、紅海シーレーン問題。激動する世界の未来を「地政学」と「冷酷なリアリズム」で読み解きます。世界が向かう「戦時国家主義制度」、すなわち「大きな政府」の未来とは？地政学の第一人者が混沌の時代を生き抜くための「もの」の考え方」を提示します。

みんなで回覧しましょう



確認印

社 長							經理担当
--------	--	--	--	--	--	--	------

差出人（差出発送代行）

(株)長野県由日サードスセンター

返還先

〒395-0015 飯田市江戸町3-247-1

このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会

T395-0033

長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階

Tel 0265(52)5775



再生紙と大豆インキを使っています。



税務署だより



着任のご挨拶

飯田税務署長
小 野 隆

本年 7 月の人事異動により、飯田税務署長を拝命しました小野と申します。名古屋国税不服審判所から、こちら関東信越国税局管内での勤務は初めてとなります。前任の小林同様よろしくお願いいたします。

一般社団法人飯田法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の向上を図るための啓発活動に取り組まれるとともに、「税のオピニオンリーダー」として、適正な申告納税から、企業の繁栄と社会への貢献を目指した様々な活動により、申告納税制度の維持・発展及び税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしておられます。

とりわけ、各種研修会の開催や税を考える週間における各種イベント等の広報活動をはじめ、青年部の皆様による小学生を対象とした「租税教室」への講師派遣や、女性部の皆様による「税に関する絵はがきコンクール」などの活動にも積極的に取り組まれ、地域社会の健全な発展に貢献されておられます。

これらはひとえに、大田中会長をはじめ、役員、事務局の皆様方のご指導並びに会員の方々のご尽力の賜物であり、心から敬意を表しますとともに、税務行政を担う私どもといたしましては非常に心強く感じており、改めまして感謝申し上げます。

国税庁では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進を 3 つの柱として、税務行政の目指す将来像に向けた取組を進めているところです。将来的に「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の

実現を目指しており、今はまさにその過程にあります。

納税者の利便性の向上については、申告書のみならず財務諸表等の添付書類を含めた e-Tax の一層の利用促進、源泉所得税を含めたキャッシュレス納付の利用拡大、納税証明書の電子請求と受取の利用拡大に向けて重点的に取り組んでまいります。特に、キャッシュレス納付は、振替納税、ダイレクト納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付など様々な方法があり、国税庁ホームページには、ダイレクト納付を体験できるコーナーも掲載されておりますので、ご参考いただき、まだご利用になられていない場合は、是非、利用をご検討いただきますようお願いいたします。

こうした税務行政が直面する課題に向けて取り組んでいくに当たっては、私ども行政のみでは自ずと限界があり、関係民間団体の皆様のお力添え無くしては難しいものと考えております。貴会の皆様には、なにとぞ、税務行政の良き理解者として、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、関東信越国税局の人材確保については、少子化や公務員志望者が減少傾向であることなどから厳しい状況となっており、税務行政に期待される優秀な人材を幅広く採用できるよう周知活動を行っております。皆様方の周囲に税務職員に興味をお持ちの学生等がお見えでしたら、是非お勧めいただければ幸いです。

結びに、一般社団法人飯田法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。

＼ 採用に関する情報はこちら ＼



関東信越国税局
採用案内ページ



YouTube
国税庁動画チャンネル



インターネット番組
Web-TAX-TV

源泉所得税の手続きを

もっと簡単に！

使って実感♪
かなり便利！

源泉所得税の手続きで

こんなこと感じていませんか？



- ◇ 納付するためにわざわざ
窓口に行かなくては・・・
- ◇ 納付する用紙も入手しないと・・・

窓口混んでるし・・・
面倒くさいし、待つし・・・
時間ももったいない・・・

それなら コシがおすすめ！



使って便利な
ダイレクト納付

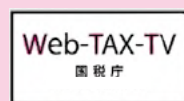
もうちょっと詳しく

まずは動画でチェック！

便利なダイレクト納付手の紹介
～源泉所得税もe-Taxで～



動画はコチラ



こんなに便利

- **徴収高計算書（書面）はいりません！**
e-Taxから内容を入力すれば、税務署
に取りに行く必要はありません。
- **納付のためにわざわざ金融機関や税務
署の窓口に出向く必要がありません！**
お手元のPCやスマートフォンから
簡単に納付手続きできます。
- **即時または納付日を指定して納付が
できます！**

気になったらまずは体験！

「キャッシュレス納付体験コーナー」
簡単便利なダイレクト納付を体験
することができます！



体験コーナー

飯田税務署

令和7年度

税制改正における所得税の基礎控除の見直し等の主なポイント

◆ 物価上昇局面における税負担の調整

1

基礎控除の見直し

▶ 次のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額	
	改正前	改正後
		令和7・8年 令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	48万円	95万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円
655万円超2,350万円以下 (850万円超2,545万円以下)		58万円

2

給与所得控除の見直し

▶ 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与の収入金額		給与所得控除額	
		改正前	改正後
	162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超	180万円以下	その収入金額×40% - 10万円	
180万円超	190万円以下	その収入金額×30% + 8万円	

3

特定親族特別控除の創設

- ▶ 居住者が特定親族を有する場合、特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族 特別控除
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

注)「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

4

扶養親族等の所得要件の改正

- ▶ 基礎控除額の改正に伴い、扶養親族等の所得要件が改正

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	48万円超133万円以下 (103万円超201万5,999円以下)	58万円超133万円以下 (123万円超201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



ちょっとお耳を



社労士コラム

『パート収入、いくらまでなら 稼いでイイの?』

「税法上の扶養」と「社会保険の扶養」の
違いを、解説致します。



うえ すぎ しの ぶ
上 杉 信 夫

(飯田法人会会員)
特定社会保険労務士
MBA 経営学修士
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

2025年10月、突如として世間を騒然とさせた自民党総裁選(戦)を発端に、日本の政治の世界が大きく動き出しました。法律も、今後、様々な分野で大きく変わっていくでしょう。そこで、今回のこのコーナーでは、日本の「税と社会保険のルール」が大きく変わっていきますので、その関係のお話を致します。全文を通じて、どなたにもゆったりとした気分でお読みいただけるように配慮を致しました。文章中に難解な部分(表現含めて)も一切生じないように心がけました。したがって、いつもお読みいただいている「会報誌・いいだ法人」の読者の皆様はもちろんのこと、特に「働く学生の方」、「パートで働く主婦の方」、そして「その方たちを見守るご家族の皆様」にとっても、お役に立てる内容になっているものと、自負しております。いよいよ、かねてから世の多くの国民の皆様にご切望されていた「年収の壁」に、暫時、新たな基準が設けられてゆくことになるでしょう。

つい先日、(女性の自民党総裁が誕生して、政界がユラユラと揺れ動いているさなかでした) テレビでニュースキャスターの方が「(テレビ局に寄せられる)様々な問い合わせ(質問)の中で、今、目立って多いのが『私は、パートで働く主婦です。扶養のことが心配でお聞きするのですが、103万円の壁は今何万円になったのですか?』というものです。」とおっしゃっていました。その質問に対して、にっこり微笑んで「今年から123万円になりました。パートで収入を得ている主婦の方は、123万円まででしたら、大丈夫ですよ。」とお返事されていました。もちろん、それはそれで全く問題ありません。多くの時間を割くわけにはいかない状況にあっては、端的な解答が求められるわけですから、その場の答を「税法上の扶養」にのみ、留めたのでしょう。ただ、私はその時、「税法上の扶養」と「社会保険の扶養」について、この「会報誌・いいだ法人」の読者の皆様には、「ぜひ、両方とも、最重要点のみで十分だから、ご認識いただきたいものだ!」との思いを非常に強く抱きました。なので、サブタイトルの項目を、前段で解説致します。それともう一つ、「社会保険の扶養」に関係して、ぜひともお聞きいただきたい項目が別にございます。それもまた、ちょうど今から年末にかけて、多くの方に関係してくるたいへん重要なお話しですから、後段でしっかり力を入れて解説させていただきます。それでは、スタートいたします。



「税法上の扶養」 ➡ 「税法上の扶養」とは、「扶養親族」のことです。「扶養親族」とは、「パートで稼ぐもろもろの年間合計所得が58万円以下であるか、それとも、パートで稼ぐ収入が会社からいただくお給料のみである場合は、123万円までの親族」です。ここで、前述の「123万円までなら大丈夫です。」が出てきましたが、いずれにせよ、そこ(その金額)までの収入のパートさんでしたら、税法上の扶養親族でいられることになります。

「社会保険の扶養」 ➡ 社会保険とは健康保険のことです。社会保険(健康保険)の扶養に入るための金銭的な条件を申し上げます。扶養したい家族の方が、60歳未満でし

たら年収130万円未満(まで)です。60歳以上または障害のある方の場合でしたら年収180万円未満(まで)です。これ(180万円という金額のこと)もぜひ知ってくださいね。180万円(という金額で特に多いケースが、サラリーマンの方が入社して、「私の父と母を扶養家族(健康保険の被扶養者)として、手続きをしてくださいな。」といった場合です。

さて、次はプロローグで申し上げましたように、政治の世界が動き出し、いよいよ法律の改正にメスが入り始めて、早速、この10月から、世の中の多くの国民から切望されておりました、いわゆる「年収の壁」の一つが改正されることにあいなりました。この改正は、「税法上の扶養」と「社会保険の扶養」の両方に密接に関係し、特に重要な事項ですから、文字を赤色にいたします。…2025(令和7)年10月1日から、扶養認定日が(同日の)2025(令和7)年10月1日以降であって、(扶養認定を受ける方が)19歳以上23歳未満の場合においては、社会保険の扶養に入ることのできる年間収入の上限が、(従来の)「(60歳未満の場合

の) 130万円未満」から「150万円未満」に引き上げられています。…これと同時に税金の扶養控除の方も、150万円までは満額受けられて、そこから段階的に減少していくという、新しい仕組みに変わっています。この改正で、「社会保険の扶養」の方に関係するのですが、特にご注意願いたい点がございます。それは、配偶者(夫であれ妻であれ、事実婚を含んだうえで“健康保険の被保険者の配偶者”のことです)は、対象外となるということです。…この点を、多くの方が誤解してしまうのではないかと私は危惧しております。したがって、もう一度申し上げます。たとえ扶養認定を受けたいと希望する方が19歳以上23歳未満の範囲内の年齢であったとしても、配偶者であるならば、その方は対象外(含まれないし該当もしない)となります。あと、これに関連して、よくあるご質問を2つ紹介します。…**Q①**「年齢要件(19歳以上23歳未満)って、いつの時点で判定するのですか?」**A①**「扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定いたします。収入の見込額については、扶養に入る日から1年間の収入の見込額が、150万円未満であるかどうかで判断します。…**Q②**「もし、150万円を超えちゃったらどうなっちゃうのですか?友達から『働き損になっちゃって、あとで泣くよ!』ってハナシ聞きましたけど。」**A②**「そりゃもちろん、アウトになっちゃうのに決まっています。アウトになっちゃったら、①アナタご本人の社会保険料(国民健康保険料)の負担と②親御さんの税金の負担が同時に発生するわけですから、そりゃア、幾らかは世帯全体の手取り収入が減ることになりますね。お友達の言う「働き損」って、そのことを言っていますよ。そのように、せっかく働いたのに逆にそのご家庭の、世帯全体の手取り収入が減ってしまって、あとでお父さんやお母さんからそのことを告げられ、「しまった。ぼく、失敗こいた…」って後悔する人って、なんだか学生さんを中心に、この先いっぱい出てきそうな気が致します。もっとも私が心配性だからかもしれませんけど。……まア、そうならないように、これをお読みの皆様、ぜひ、身近に「働く学生の方」とかいらっしゃったら、お話ししてあげてくださいね。なにしろ今月(2025年10月)からの改正ですからねエ、今の時点で、このことを知っている人って、案外少ないかもしれませんよ。……ここまでで前段は終了です。

さて、これから後にお話する改正点(と言いますか、「特別な施策」と言った方が適切ですかね)も、今回のテーマにしっかり関係していますし、パートで働く方ご当人にとっても、その方たちを雇用する経営者の側にとっても、たいへん重要な事柄(VALUABLE INSIGHT)だと思われますので、長文になって恐縮ですが、しっかり解説させていただきます。ただし、読んでくださる皆様の方は、肩の力を抜いて、どうぞリラックスしてお読みください。

あのね…たとえば、年度末の繁忙期に入って、一時的にシフトが増え、グッと働く時間も増えてしまって「このままだと(社会保険の扶養の条件の)『60歳未満は130万円の壁』を超えちゃいそう。ワテ、どないひまひょ…!?」なんて言っておタオタしているうちに、「アララ、とうとう139万円くらいになっちゃったでねえか…困ったわね!!」といった場合です。…これね、今までの法律でしたら、当然のごとく社会保険の扶養からはずれてしまっていました。そりゃそうです。「60歳未満の人が社会保険の扶養家族でいたかったら130万円の壁がドドーンと目の前に立ちはだかって、『ちょっとでも超えたもんなら、おまいさん、アウトだよ!』」って、その決まりは厳格に守らなくてはいけないものだったのですから。でもそのことは、法律の趣旨(期待と言ったほうが適当かな?)とは裏腹に(表現が適切かどうかはともかくとして)「社会悪」を招いてしまっていたんです。(おまいさん、ここ、フムフムって大きくうなずくトコだに。冗談じゃなくてさ)ホント、日本の歴史の、ズ〜ッと長い年月に渡って続いてきたことなんです。…そんな場合、「私、主人の扶養から絶対にはずれたくないわッ!」ってんで、(特にこれから年末年始にかけてのくっそ忙しい時期に)意図的に…「これから先は、働く時間を調整する(減らす)ことにいたしましょう。」あるいは「ワシヤ、いっそ働くのを完全にストップするだ!」などと、極端なことを考える(パートで働く主婦の)方が凄く大勢いらっしゃったんです。おっと、もとへ…(テンション下げて)どうやら少なからずいらっしゃったみたいなんです。…それでね。そういう傾向(やっぱり“社会悪”と言わせてもらいます。だって、パート労働者を雇用する企業側の身になってみればだに、非常に不合理で不都合なことには違いないのですからねエ)を何としても防がにゃいかんってことで、繁忙期などで思ってもみなかった想定外の収入がちいっと入って、それがために130万円以上になってしまった場合に限って、(くだんの社会悪を解消すべく、便宜を図り、温情的な措置を講じて)何とかその人が「社会保険の扶養」のままでいられるように取り計らってくれているのです。今はね、そういう“特別な施策”が始まっていますよ。そんな訳です。「いいだ法人」読者の皆様、ぜひ、これ知ってくださいね。

今回のテーマは以上です。

●税理士会だより

所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税)

今回は、法人の経理にも多大に影響するため、令和 7 年度税制改正による所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の見直しと「特定親族特別控除」の創設についておさえておきたいポイントをお知らせします。

この改正は施行が令和 7 年 12 月 1 日ですが、令和 7 年分以後の源泉徴収事務から変更となります。※令和 7 年 11 月までは従来通りの源泉徴収事務です。



関東信越税理士会
飯田支部 副支部長
今村 真祐
しんすけ

基礎控除の見直し

○改正された基礎控除額

給与収入だけの場合に収入 200 万 3,999 円以下（合計所得金額 132 万円以下）の者の基礎控除額が改正前 48 万円であったものが改正後 95 万円に増額となります。

これ以上収入のある者については段階的に基礎控除額が増加となります。

※令和 9 年分以降は再改正。

※合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額は改正ありません。

給与所得控除の見直し

○55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げ

※但し、給与収入額 190 万円超の場合の給与所得控除額は改正ありません。

これにより、令和 7 年分以後は「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び、令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されております。

令和 7 年の源泉徴収事務と年末調整における留意事項

○令和 7 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。

令和 7 年分の年末調整手順としては、まず改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて 1 年間の税額計算をし、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精査を行うことになります。

特定親族特別控除の創設

「特定親族」とは

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者や事業専従者を除く）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（その年の収入金額が 123 万円超 188 万円以下）の者をいいます。

○特定親族の合計所得金額が 85 万円以下（収入 150 万円以下）の者の特定親族特別控除額が 63 万円になります。これ以上合計所得金額が 85 万円超（収入 150 万円超）の者の特定親族特別控除額は合計所得金額が 123 万円以下（収入 188 万円以下）まで段階的に控除額があります。

※親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合には扶養控除の対象となります。

※適用を受ける場合には年末調整においては給与支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要となります。

※以上、個人的に税制改正の一部を抜粋して記載しましたが、詳細な内容や上記以外の税制については顧問税理士など皆様の身近な税理士にお気軽にお尋ねください。

部会だより

自然と女性の活力で笑顔いっぱいの北海道

女性部

「第19回 明日をつなごう未来をつなごう、全国女性フォーラム 北海道大会」に参加して

女性部 副部長 杉本 美晴



9月18日中島律子法人会女性部副部長・事務局の方々と3人で、札幌パークホテルで開催された「全国女性フォーラム北海道大会」に参加

させていただきました。

今回のフォーラムは、少子高齢化やDXの進展などにより、私たちを取り巻く環境が大変革期を迎えた今日、豊かな感性としなやかな行動力を発揮して、さまざまな変化に素早く柔軟に対応していくことが重要なテーマです。そのためには、法人会女性部では、税の Opiniオンリーダーである法人会の一員として租税教育などの税の啓発活動や社会貢献活動に日々積極的に取り組み、特に「税に関する絵ハガキコンクール」や、食品ロス削減の活動を次の世代にしっかりと引き継ぐことを考え、会員同士の交流を深める目的で開催されました。

記念講演では、「ストーリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～」が演題で、大泉洋らTEAM NACSが所属する㈱クリエイティブオフィスキュー 代表取締役 伊藤亜由美氏からTEAM

NACSの生い立ちや、北海道の食・観光・地域物産の様々な魅力を全国に伝えるための映画企画、ワイン事業、ベーカーリー事業展開をユーモアたっぷりに講演していただきました。伊藤氏が若い頃、北海道を離れて気付いた故郷の良さ、魅力を広める為の行動力に感動いたしました。

アトラクションYOSAKOIソーラン演舞チーム「北昴」の演舞に魅了され、全国404の法人会1600名の集いは圧巻でした。

小樽観光では、インバウンド効果によるあまりの観光バスの多さに驚きました。大都市札幌から1時間弱という交通の利便性を含め、小樽運河は埋め立て、保存と経緯を経て「小樽のシンボル」として再生し、水辺に立つ倉庫群はノスタルジックな風景として人気を呼び、また、北一硝子、ルタオと有名店が立ち並ぶ堺町本通りと観光都市に変貌を遂げたことに感銘を受けました。

また、北海道の食（蟹・鯉・寿司・ジンギスカン）を満喫した3日間でした。

事務局の皆様、ご手配ありがとうございました。



青年部合同例会

青年部

参加レポート

青年部 部長 稲垣 洋一



令和7年10月3日（金）、木曾郡上松町「ひのきの里総合文化センター」にて開催された、長野県法人会連合会青年部合同例会に参加いたしました。例会には県内各地の青年部メンバーが集まり、日頃の活動を越えて交流を深める貴重な機会となりました。

第一部の講演会では、俳優の田中要次氏とフリーライターの小林夏樹氏を講師に迎え、「転機と好機 チャンスを掴んでものにする（ときどき猫の話）」という演題でお話を伺いました。田中氏は役者を志した経緯や転職の経験、人生の節目にどのように判断を下してきたかを具体的なエピソードを交えて語られました。小林氏は対話形式で話を進め、軽妙なやり取りの中に、皆が共感しやすい問いかけを挟んでおられました。そのため内容はと

ても親しみやすく、会場全体が引き込まれるような雰囲気になっていました。特に「失敗を恐れず挑戦することが新しい可能性を生む」というメッセージは、今後の青年部活動や自身の仕事においても大きな示唆を与えてくださいました。

続く懇親会では、各单位会の青年部によるPR・紹介が行われました。持ち時間は3分程度でしたが、各地域ごとの活動内容や工夫が短時間ながら紹介され、互いに刺激を受ける場となりました。また、食事を共にしながら交流することで、日頃は接点の少ない他地域の方々とも直接意見交換ができ、新しい人脈を築く良い機会となりました。名刺交換を通じて普段なかなか接点のない会員同士が親しく語り合う様子が印象的でした。

今回の合同例会は、学びと交流を兼ね備えた大変充実した催しとなりました。参加者一人ひとりが新しい刺激を受けると同時に、県内の仲間との結束をさらに強めることができました。今後も今回得られた学びや出会いを活かし、今後の活動に積極的に取り組んでまいります。



第26回 会員親睦ゴルフコンペ

会員の親睦交流を目的に例年開催している、第26回会員親睦ゴルフコンペ（厚生委員会主幹）を、10月10日高森カントリークラブにて開催しました。当日は秋晴れに恵まれ、汗ばむような天気となり、絶好のゴルフ日和の中67名の会員の皆様に参加いただき、日頃の腕前を競い合いました。

プレー終了後の表彰式懇親会では提携保険会社（大同生命・AIG損保、アフラック）からの提供賞



品を含め、参加者全員に賞品が手渡されました。また、順位表彰に続いて恒例となっている協賛いただいた記念品争奪のじゃんけん大会を行うなど、終始和やかな雰囲気の中盛會に開催することができました。

今後も親睦ゴルフコンペに多くの会員の皆様のご参加をお願いします。

結果（ダブルリペア方式）

優 勝 塩入 薫さん (Net69.8) ㈱エムケーセラ
準優勝 杉本克郎さん (Net70.0) 杉本ハウレン(株)
3 位 江取研二さん (Net70.8) 信州建装(株)

会員増強運動にご協力を!!

毎年9月～12月までの4ヶ月間が全国法人会の会員増強運動の推進月間となっており、当会も支部・役員・推進員一丸となって運動に取り組んでいます。

3月末会員数より30社増の目標会員数は2,067社という大変厳しい数字です。

法人会員になることによって経営者としての社会的責任、自覚を持ち、税制については大きな組織の声として国に要望をしていくという「会員のための会」という思いで積極的な入会をお勧めしています。

会員の皆様からも法人会を知らない未加入法人の方、青色申告の個人の方などは是非ご入会のお口添えをいただき、ご紹介をお願いいたします。（事務局 TEL 52-5775）

令和7年会員増強目標 支部別会員数加入率状況表（6月末）

支 部 名	会員数 (期首)	法人数	未加入 法人数	加入率	目標数
飯 田	1,394	2,578	1,184	54.1%	27
高 森	132	248	116	53.2%	2
松 川	148	260	112	56.9%	2
大 鹿	15	23	8	65.2%	1
豊 丘	58	104	46	55.8%	1
喬 木	54	90	36	60.0%	1
西 部	104	213	109	48.8%	2
阿南・売木	45	86	41	52.3%	1
下 條	32	40	8	80.0%	1
泰 阜	21	30	9	70.0%	1
天 龍	18	22	4	81.8%	1
そ の 他	16	93	77		0
本会総体	2,037	3,787	1,750		40
6月30日		3,459	1,692	59.8%	

飯田支部内訳

地 区 名	会員数 (期首)	法人数	未加入 法人数	加入率	目標数
橋 北・東 野	120	236	116	50.8%	3
橋 南	198	296	98	66.9%	2
羽 場・丸 山	100	185	85	54.1%	2
伊 賀 良	153	324	171	47.2%	3
山 本・三 穂	45	114	69	39.5%	2
松 尾・団 地	167	276	109	60.5%	3
上・下 久 堅	28	60	32	46.7%	1
座 光 寺	56	100	44	56.0%	1
竜 丘・川 路	94	147	53	63.9%	1
龍 江・千 代	27	61	34	44.3%	1
県 庁 本 部	204	396	192	51.5%	4
上 郷	187	352	165	53.1%	3
遠 山	15	31	16	48.4%	1
飯田支部総体	1,394	2,578	1,184		27

法人数 3,787（会名簿に基づく法人数）
署管法人数 3,433（毎年6月決定）

今年度飯田法人会 目標＝長野県連目標数 2,067→60.2%

支部長・組織・厚生制度 連絡協議会開催

8月21日に今宮半平にて、正副会長、支部長、組織委員、厚生委員、保険会社の皆様等28名にご参加いただき、支部長・組織・厚生制度連絡協議会合同会議を開催しました。

協議事項として、会員増強運動について（増強運動の取り組み、県下現状、支部別状況、目標数、会員増強運動実施要項等）、厚生制度推進について（商品内容、目標、表彰等）、支部事業について（支部役員会開催、会員増強運動、厚生制度推進、税務研修会・懇親会、企画・開催）の話し合いを行いました。

支部事務局会議開催

9月5日、ホテルオオハシにて支部事務局会議を開催し、会長、支部事務局担当者等6名のご参加をいただきました。

事務局確認事項に基づいて説明を行い、会員増強に関しては9月からの強化依頼、支部主催事業、事務手続き等について話し合いを行いました。

業務多忙の中、支部運営にご尽力いただいている支部事務局の皆様、ありがとうございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

支部だより

飯田支部

県地区研修会

県地区（原隆澄地区長）では、8月25日、地区研修会をピーラクスマツカワにて開催し、20名が受講しました。



講師に税理士 福嶋 恭則 先生をお迎えし「気になる年収の壁」と題して、お話をいただきました。年収の壁の何が問題なのか、年収の壁が変わったことによる会社の費用増加は？年末調整は複雑になる等、実務処理には身が引き締まる内容の研修会となりました。

研修会に続いて、福嶋税理士を囲んで懇親会となり地域企業間の情報交換やご近所話など和やかに交流・懇親が行われました。



要チェック

《お知らせ掲示板》



年末調整研修会

日 時：11月11日(火)
会 場：10:00～12:00（定員100名）
：14:00～16:00（定員100名）
南信州・飯田産業センター
（エスバード）大ホール
オンライン：14:00～16:00（定員100名）
講 師：関東信越税理士会派遣税理士
楯 経世 税理士
※受講会員には申告書添付用受講証シール
（黄色）をお渡しします。
※詳細ははがきでご案内しますのでご確認ください。

決算期別説明会

日 時：1月15日(木)
14:00～（WE B併設）
会 場：南信州・飯田産業センター
エス・バード
対 象：2・3月決算法人
講 師：飯田税務署担当係官・税理士
内 容：「決算と申告の注意事項」
「調査指導から見た注意点」等
受講には事前申し込みが必要です。会員には
受講証シール（オレンジ）をお渡しします
※詳細は後日郵送のご案内ハガキをご参照く
ださい。

女性部絵はがき選定会を開催



飯田法人会女性部(小林美佐部長)は、10/7(火)女性部役員と事務局、飯田税務署から小野税務署長、佐々木統括官、吉村総括官、今回初めて(一社)日本画院理事の櫻井雅子氏にもご参加いただき、専門家のご意見を伺いながら第10回絵はがきコンクール選定会を開催しました。

今年度は、71作品の中から飯田税務署長賞 追手町小学校6年 阿部水柚^{みゆう}さん、飯田法人会会長賞 阿智第一小学校6年 佐々木颯^{そうた}大さん、飯田法人会女性部長賞 追手町小学校6年 小倉詩月^{しづく}さん、の3作

品を選定しました。受賞者には、改めて学校を訪問し、直接賞状・記念品をお渡しします。また、応募された皆さん全員に参加賞をお送りします。

選ばれた3点は、来月(税を考える週間)か飯田下伊那店舗や、税務署のご協力をいただき、確定申告の時期に合わせて申告会場へ展示される予定です。



● 長野県法人会連合会 研修動画 視聴のお願い ●

公益財団法人全国法人会総連合が作成した3種類のテキストに対して、長野県法人会連合会では解説動画を作成しました。各テキストに対して重要なポイントを絞って、それぞれ約10分にて編集していますので、ご多忙の方やベテラン経理担当の方が確認するのに最適です。



長野県法人会連合会 YouTube チャンネル

検索

関東信越税理士会 長野支部 ^{たかてら ゆか} 高寺佑佳 税理士が解説

「令和7年度 わかりやすい！
会社の決算・申告の実務」



「令和7年度版 新設法人のための
会社の税金ガイドブック」



「令和7年度 税制改正のあらまし」



特集 “飯田法人会” 第18回 会員アンケート 結果

会員の皆様を対象としたアンケート調査（第18回）を、7月に行いました。

今回は、「インボイス制度」「電子帳簿保存法」「税制改正」等と、研修会の開催方法について、ご意見を伺いました。

この結果を参考に、今後の事業活動に改善を加えながら取り組んでまいります。

ご回答いただいたご意見の集計結果は以下の通りです。多くの会員の皆様にご回答をいただきありがとうございました。

アンケート調査の概要

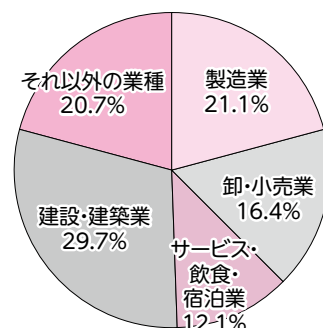
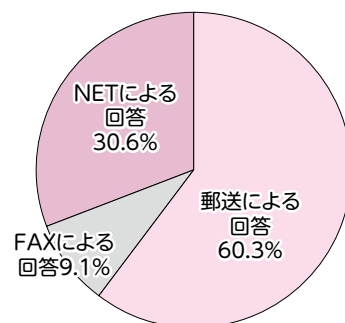
●アンケート配布数 1,768 ●回答数 232事業所 ●回収率 13%

	回収数	割合
返答・回収数	232	100.0%
①郵送による回答	140	60.3%
②FAXによる回答	21	9.1%
③NETによる回答	71	30.6%

問 1 業種について

貴社の業種をお答え下さい

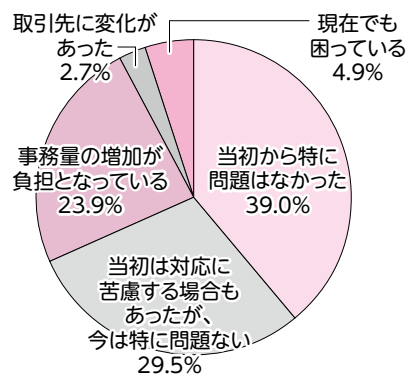
	回答数	割合
	232	100.0%
a. 製造業	49	21.1%
b. 卸・小売業	38	16.4%
c. サービス・飲食・宿泊業	28	12.1%
d. 建設・建築業	69	29.7%
e. それ以外の業種	48	20.7%



問 2 昨年10月からインボイス制度の適用が開始され、約2年が経過しました

①貴社の対応について（複数回答可）

	回答数	割合
	264	100.0%
a. 当初から特に問題はなかった	103	39.0%
b. 当初は対応に苦慮する場合もあったが、今は特に問題ない	78	29.5%
c. 事務量の増加が負担となっている	63	23.9%
d. 取引先に変化があった	7	2.7%
e. 現在でも困っている	13	4.9%



コメント・約1年が経過する中で全体の約7割が問題なく対応している

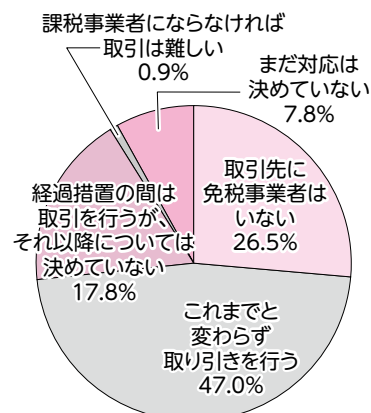
- ・事務量の増加が負担になっている状況は改善されていない
- ・インボイスの廃止を求める意見もある

主なご意見（e. 現在でも困っていること等）

- ・電気料のインボイス（請求書）の出しかたがまったくわからない
- ・登録番号抜ききの請求書を発行してきて困る
- ・調べなくてはわからないときがある
- ・システムの入力時、請求書ナンバーが不明

②今後の免税事業者との取引については

	回答数	割合
	230	100.0%
a. 取引先に免税事業者はいない	61	26.5%
b. これまでと変わらず取引引きを行う	108	47.0%
c. 経過措置の間は取引を行うが、それ以降については決めていない	41	17.8%
d. 課税事業者にならなければ取引は難しい	2	0.9%
e. まだ対応は決めていない	18	7.8%



問3 昨年から改正電子帳簿保存法適用が開始されました

貴社の対応について（複数回答可）

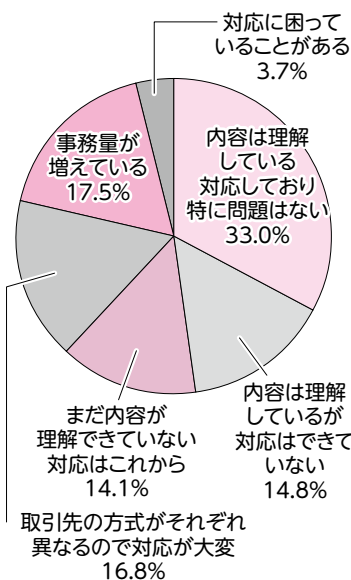
	回答数	割合
	297	100.0%
a. 内容は理解している。対応しており特に問題はない	98	33.0%
b. 内容は理解しているが、対応はできていない	44	14.8%
c. まだ内容が理解できていない。対応はこれから	42	14.1%
d. 取引先の方法がそれぞれ異なるので対応が大変	50	16.8%
e. 事務量が増えている	52	17.5%
f. 対応に困っていることがある	11	3.7%

コメント・前年より増えたとはいえ、問題ないと回答した事業所は今だ3割程度

- ・半数近くの事業所が対応が遅れている
- ・インボイス対応に加え、事務量の増加についても懸念材料

主なご意見（f. 対応に困っていること等）

- ・電子請求書他の保存
- ・必要で合理的なのか何がいいのかわからない
- ・対応できている社員とできていない社員がいてまちまち
- ・請求書をネットで送ってくる業者は少ない
- ・電子帳簿が紙が徹底すべき
- ・紙に出してからの方が頭に入る
- ・会計システム費用の捻出ができない



問4 不慮の災害・事故などへの対応

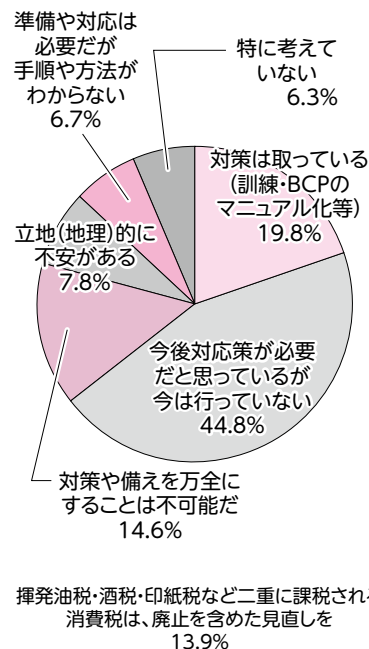
近年大規模な自然災害などにより、事業継続が困難となっているケースがあります。

貴社の対応はいかがですか（複数回答可）

	回答数	割合
	268	100.0%
a. 対策は取っている（訓練・BCPのマニュアル化等）	53	19.8%
b. 今後対応策が必要だと思っているが、今は行っていない	120	44.8%
c. 対策や備えを万全にすることは不可能だ	39	14.6%
d. 立地（地理）的に不安がある	21	7.8%
e. 準備や対応は必要だが、手順や方法がわからない	18	6.7%
f. 特に考えていない	17	6.3%

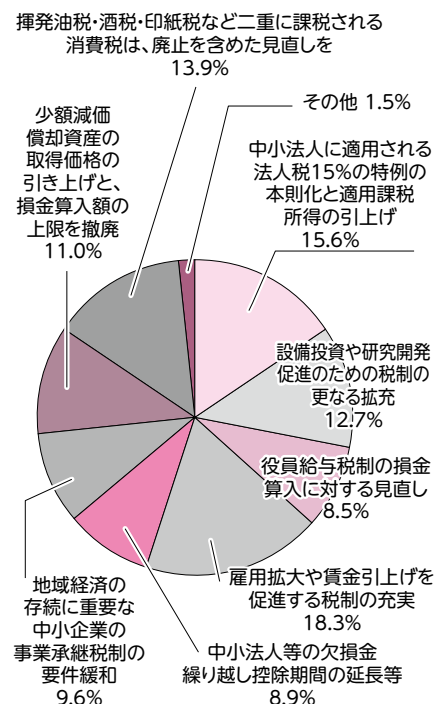
コメント・対応済みの事業所が約2割と極めて少ない

- ・100%の対応は不可能でも、専門家の支援を依頼し、できる限りの対応を行う必要がある



問5 今後の税制改正について、中小企業にとって実現を希望する制度はありますか（3つ以内）

	回答数	割合
	481	100.0%
a. 中小法人に適用される法人税15%の特例の本則化と適用課税所得の引き上げ	75	15.6%
b. 設備投資や研究開発促進のための税制の更なる拡充	61	12.7%
c. 役員給与税制の損金算入に対する見直し	41	8.5%
d. 雇用拡大や賃金引上げを則促進する税制の充実	88	18.3%
e. 中小法人等の欠損金繰り越し控除期間の延長等	43	8.9%
f. 地域経済の存続に重要な中小企業の、事業承継税制の要件緩和	46	9.6%
g. 少額減価償却資産の取得価格の引き上げと、損金算入額の上限を撤廃	53	11.0%
h. 揮発油税・酒税・印紙税など二重に課税される消費税は、廃止を含めた見直しを	67	13.9%
i. その他	7	1.5%

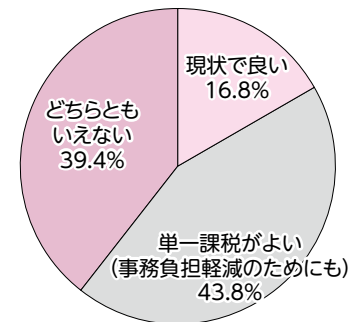


コメント・アンケートの結果、多方面にわたり、様々な要望がある。次年度の税制改正要望に反映していく

問6 消費税（軽減税率）について

	回答数	割合
	226	100.0%
a. 現状で良い	38	16.8%
b. 単一課税がよい（事務負担軽減のためにも）	99	43.8%
c. どちらともいえない	89	39.4%

コメント・単一課税を要望が4割を超えている
・消費税率については政策の動向を注視していく



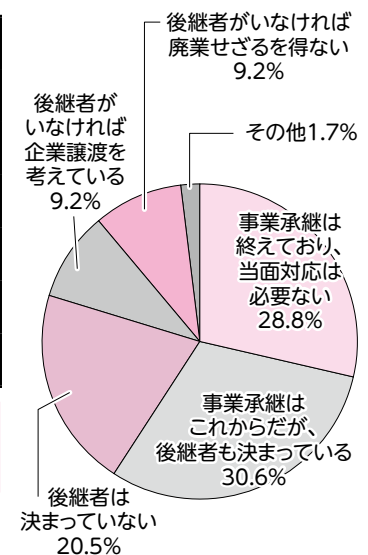
問7 事業承継について

経営者の高齢化が進む中、円滑な世代交代・事業承継が喫緊の課題となっています

貴社の事業承継について伺います

	回答数	割合
	229	100.0%
a. 事業承継は終わっており、当面对応は必要ない	66	28.8%
b. 事業承継はこれからだが、後継者も決まっている	70	30.6%
c. 後継者は決まっていない	47	20.5%
d. 後継者がいなければ企業譲渡を考えている	21	9.2%
e. 後継者がいなければ廃業せざるを得ない	21	9.2%
f. その他	4	1.7%

コメント・約6割の事業所が現状では事業承継の懸念がない
・d、fと回答した事業所が2割程度あり、専門家による支援が必要



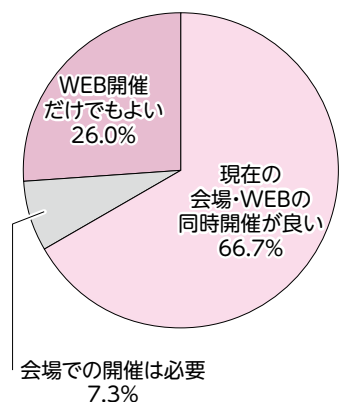
問8 法人会が行う研修会・講習会の開催方法について

法人会では、研修会を会場とWEBの同時開催（ハイブリッド方式）で開催していますが、最近ではWEBの受講者が増えています

これからの開催方法は

	回答数	割合
	219	100.0%
a. 現在の、会場・WEBの同時開催が良い	146	66.7%
b. 会場での開催は必要	16	7.3%
c. WEB開催だけでもよい	57	26.0%

コメント・WEB開催だけという意見もみられるが、法人会では当面ハイブリッド開催を続けていく方針





法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これまでも、これからも企業の
繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

松本支店/
長野県松本市本庄1-3-10
TEL 0263-32-0829

AIG AIG損害保険株式会社

松本支店/
長野県松本市本庄1-3-10
TEL 0263-35-1933

令和6年度税に関する
絵はがきコンクール応募作品



上郷小4年 代田 悠さん



追手町小6年 松本なずなさん



追手町小6年 木下 博貴さん

編集後記

最近話題のガソリンの暫定税率の話をしたと思います。1957年に揮発油税と地方揮発油税が道路特定財源としてガソリン税が作られ道路を整備するという特定の目的の税金で28円70銭でした。ところがそれだけでは足りないということで、1974年に租税特別処置法が作られ25円10銭足され、53円80銭になりました。暫定税率とはこの税金を意味します。さらに2008年になんにでも使える一般財源になりました。また消費税が課され税金の上にさらに消費税がかかる2重課税がされています。例えば1L180円のガソリンを買ったと消費税込みで70円20銭の税金です。これが暫定税率廃止した場合152円40銭に税込価格になります。

物価高騰対策の税金の値下げは急務で少しでも税金が安くなることを願います。



広報委員
中島 隆

いいだ法人 第163号 2025・10 秋 Autumn

令和7年10月29日発行

年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階

TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776

e-mail: iho@iidahoujinkai.jp URL <http://www.iidahoujinkai.jp/>

広報委員長・棚田 稔

副委員長・木下裕介

副委員長・小林亮夫

委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子

・中島 隆・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。